

公募型比較見積合わせの執行について

大阪市大正区長 村田 哲志

次のとおり、公募型比較見積合わせ（以下「比較見積」とする。）を執行する。

令和8年3月4日

1. 案件情報	
案件名称	令和8年度 大正区役所宿日直用寝具賃貸借
履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
納入場所	別紙仕様書のとおり
2. 日程	
見積書提出期間	令和8年3月17日午前9時00分 から 令和8年3月24日午後5時00分 まで(持参の場合、本市の休日を除く。)
資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出は必要ありません
仕様書に関する質問期間	令和8年3月4日午前9時00分 から 令和8年3月10日午後5時30分 まで(持参の場合、本市の休日を除く。)
質問方法	仕様書に関する質問方法は、質問書（任意書式）を電子メール・FAXいずれかの方法により提出すること。 FAXによる提出先は4. 比較見積参加申請の書類提出場所と同じ。 ※FAXの場合は送信後に着信を電話にて、4. 比較見積参加申請の書類提出場所の担当に確認すること。
	質問先電子メールアドレス th0001@city.osaka.lg.jp
質問回答方法	質問の回答は、令和8年3月16日午後5時00分までに、大正区HP>入札契約情報>公募型比較見積>「大正区役所公募型比較見積【令和8年度 大正区役所宿日直用寝具賃貸借】」にて公表する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
	該当ページのURL https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000671578.html
3. 比較見積参加資格	
登録種目	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に承認種別「12:賃貸>05:その他の賃貸>01:その他賃貸」で登録されていること。 ただし、過去3年間に大正区役所で契約実績がある場合においては、その限りではない。
必要な許認可（登録）等	なし
その他（実績要件等）	なし
4. 比較見積参加申請	
提出書類	物品借入見積書（以下「見積書」とする。） 過去3年間に大正区役所で契約実績がある場合は、当該契約の契約書の写し
提出方法	記入要領に従い作成した見積書を、下記、書類提出場所に見積書提出期間の間に、持参又は郵送等により提出すること。 ※郵送等の場合は、見積書提出期間内に到着した場合のみ有効とする。
提出書類交付場所	提出書類は、下記書類提出場所記載の窓口及び大正区HP>入札契約情報>公募型比較見積>「大正区役所公募型比較見積【令和8年度 大正区役所宿日直用寝具賃貸借】」にて交付する。
	該当ページのURL https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000671578.html
書類提出場所	大阪市大正区千島2-7-95 担当：大正区役所総務課（5階50番窓口）庶務グループ TEL 06-4394-9951

大正区公募型比較見積【共通事項】

1.比較見積参加資格	(1)	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること。ただし、物品売払の場合は、本市における「令和7・8・9年度 物品売払入札参加承認証」の交付を受けていること	
	(2)	①	公告本文に定める比較見積参加資格要件をすべて満たす者であること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
		③	見積書の提出日から提出期限までのいずれかの日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		④	見積書の提出日から提出期限までのいずれかの日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(3)	比較見積参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き見積書提出期限現在による。	
	(4)	比較見積参加資格の審査は、見積書提出期限後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。	
(5)	比較見積参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）の提出の必要がある案件については、当区の指定する期限までに、公告本文に定める資格審査資料を提出できること		
2.比較見積参加手順等	(1)	見積書の提出等の手続きは、公告本文に定める比較見積参加申請のとおり行うこと	
	(2)	見積書提出後の辞退は認めない。	
	(3)	仕様書等は、公告日以降に公告文に定める契約担当窓口又は当区ホームページよりダウンロードするものとする。	
	(4)	仕様書等に対する質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。	
3.見積の方法等	(1)	見積書の提出期間は公告本文に定める。	
	(2)	比較見積参加者がいない場合は当該比較見積を取り止める。	
	(3)	見積書の提出について	
		①	指定した見積書に、見積金額等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。また、見積書にかかる費用は、見積参加者の負担とする。
		②	契約の相手方決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する額を記載すること。ただし、物品売払の場合は、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、契約希望金額を記載すること
		③	見積書の記載は注意して正確に行い、見積書記載例において確認を行ってから見積書の提出を行うこと
		④	見積書の提出は、見積書提出期間内に完了すること
		⑤	見積書の提出にあたっては、提出期限までに余裕をもって見積書の提出を行うこと
⑥		一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。	
4.比較見積の不成立	比較見積の結果、契約の相手方と認められるものがないときは、当該公募型比較見積は成立しない。不成立となった場合は、その後の措置について再度の公告の可否を含め検討するものとする。		

5.見積の無効	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）第28条第1項に該当する見積。	
	(2)	1に定める比較見積参加資格を有しない者がした見積。	
	(3)	本市が指定する様式以外で行った見積。	
	(4)	指定する日時までに公告本文に定める提出書類を提出しなかった者がした見積。	
	(5)	見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正印のない金額の訂正・削除・挿入等による見積。	
	(6)	同等品とは認められない見積。	
	(7)	見積書提出後、決定までに見積参加者が次の項目に該当する場合。	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けている。
②		大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。	
(8)	見積書提出期限までに当区に対し見積書錯誤理由を書面により提出し、当区が錯誤無効と認めた見積書。		
6.比較見積参加資格の審査及び契約の相手方の決定	(1)	見積提出期限後、「5.見積の無効」のいずれにも該当しない見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方とし、契約の決定を通知する。ただし、物品売払の場合は、最高の価格をもって見積した者を契約の相手方とし、契約の決定を通知する。	
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者が2人以上あるときは、見積提出期限以降に、当区が指定する日時・場所において、くじにより契約の相手方を決定するものとする。なお、当該見積者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該見積に関係のない当区職員が代わってくじを引くことができる。物品売払であって、最高の価格をもって見積をした者が2人以上あるときは、同様にくじにより契約の相手方を決定するものとする。	
	(3)	最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低見積価格を見積った者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。なお、最低見積価格を見積った者が2人以上あるときは、当該最低見積価格を見積った者から再度の見積書を徴収し、価格交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。	
	(4)	見積提出期限後、契約の相手方決定までに、いずれかの見積参加資格要件を満たさなくなった場合は、見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。	
	(5)	契約の相手方となった者は、正当な理由がある場合を除き、契約の相手方となることを辞退することができない。	
7.契約の相手方の決定	原則として、契約の相手方の決定は見積書提出期限の日（くじ等の場合は、当区が別で定めた日時による）から起算して、資格審査資料の提出の必要がある案件については、2日（大阪市における執務の休日を除く。）後、資格審査資料の提出の必要が無い案件については1日（大阪市における執務の休日を除く。）後とし、当区より直接、契約の相手方になった者に連絡を行う。ただし、これによらない場合は、公告文で別途定めるものとする。		
8.契約の相手方の公表	原則として、契約の相手方の公表は契約の相手方の決定後、速やかに大正区ホームページ上にて行うこととする。また、公表内容は契約の相手方及び契約金額のみとする。		
9.契約保証金	契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、契約金額を1年当たりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額））の100分の5以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。		
	(1)	契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき	
	(2)	契約の相手方が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。	
(3)	契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満のとき		
10.その他	(1)	提出された資格審査資料等は、無断で他に使用しない。	
	(2)	契約の相手方決定後契約締結までに、契約の相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。	
	(3)	契約締結後、当該契約の契約期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
	(4)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則に定めるところによる。	